

# 第8章 廃棄物・資源循環

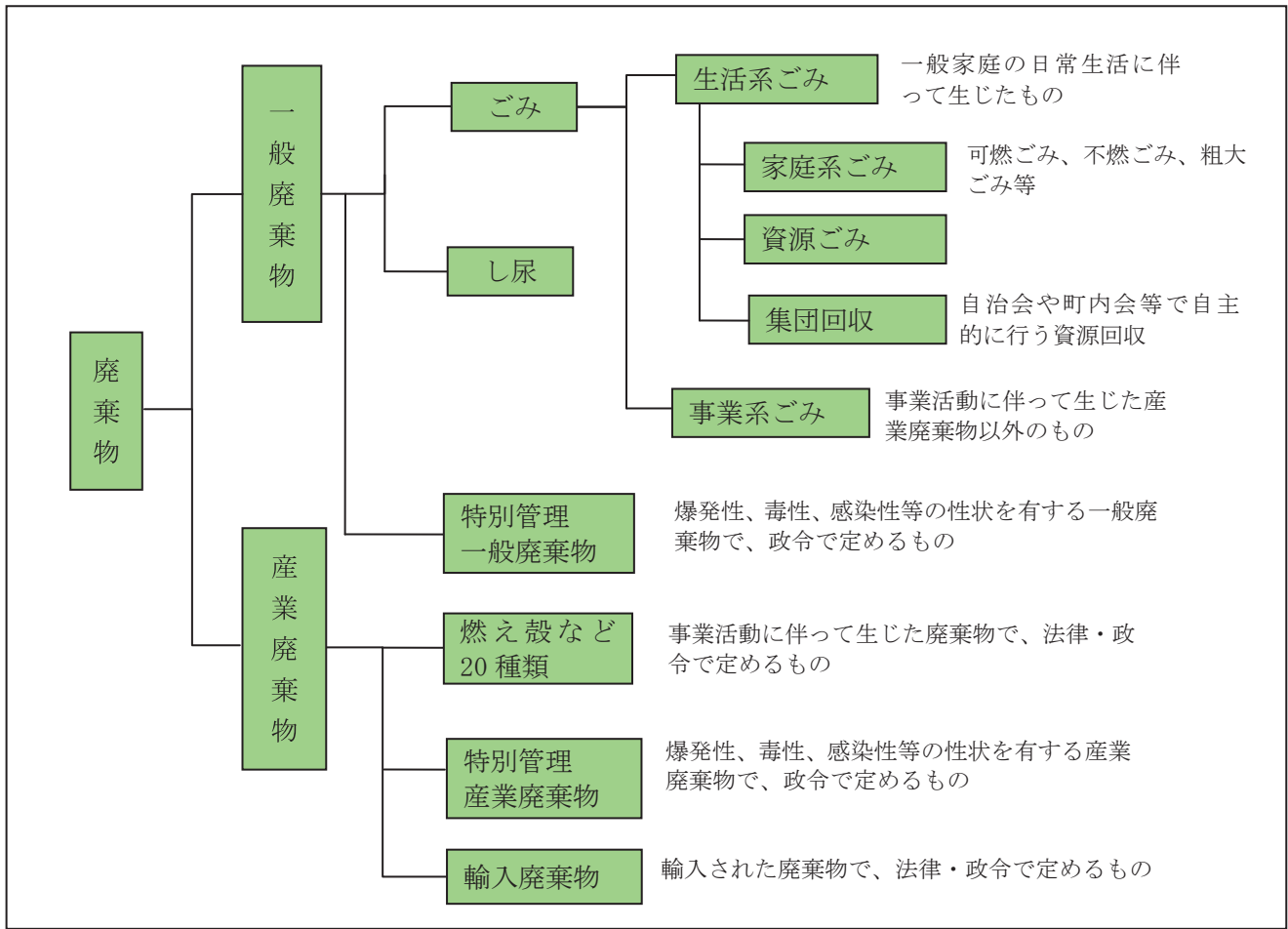
## 第1節 環境の状況

### 1 廃棄物とは【資源循環推進課】

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生する

ごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます（図8-1-1）。

図 8-1-1 廃棄物の分類



(資料) 環境局作成

### 2 一般廃棄物【資源循環推進課】

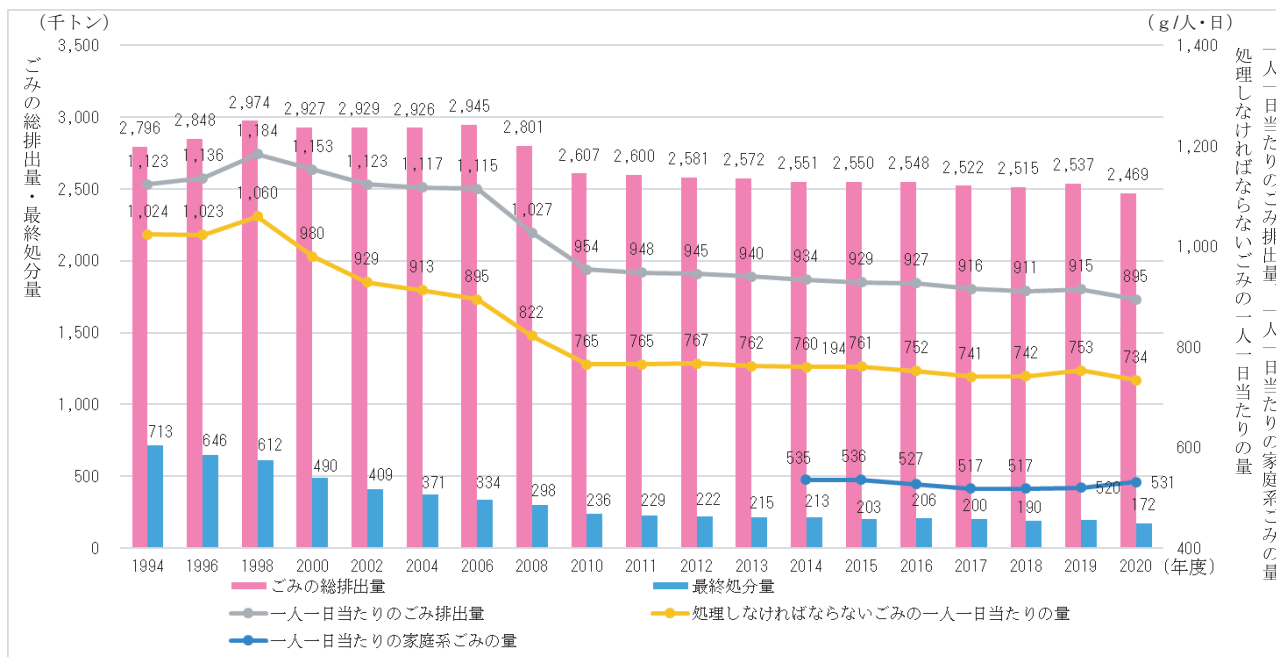
し尿やごみなどの一般廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔に保つことは、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る上で重要な課題であり、市町村の自治事務とされています。

#### (1) ごみの処理

2020 年度における本県のごみの総排出量

(集団回収量を含む) は 246 万 9 千トンで、県民 1 人 1 日当たりに換算すると 895 g でした。ごみは焼却処理やリサイクルなどにより減量化されるため、最終的に埋立処分される量は 17 万 2 千トンで、これは近年減少傾向にあります (図 8-1-2)。

図 8-1-2 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化



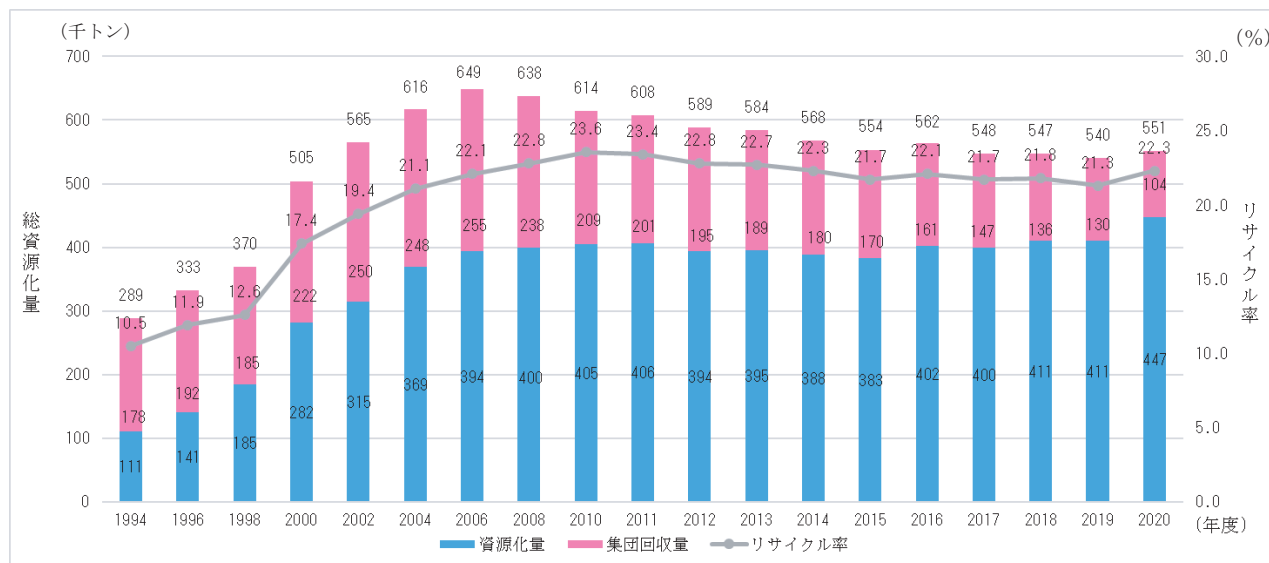
(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。  
 (注2) 「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たり換算した値をいう。  
 (注3) 本表の計算根拠となる人口は、住民基本台帳人口を使用（2007年からは外国人登録人口を含む）。  
 (資料) 環境局調べ

(2) ごみの資源化

2020年度の県のごみの総資源化量は55万1千トンと前年度に比べ1万1千トン増加し、ご

みのリサイクル率は22.3%と前年度に比べ1.0ポイント上昇しています(図8-1-3)。

図 8-1-3 総資源化量とリサイクル率の経年変化



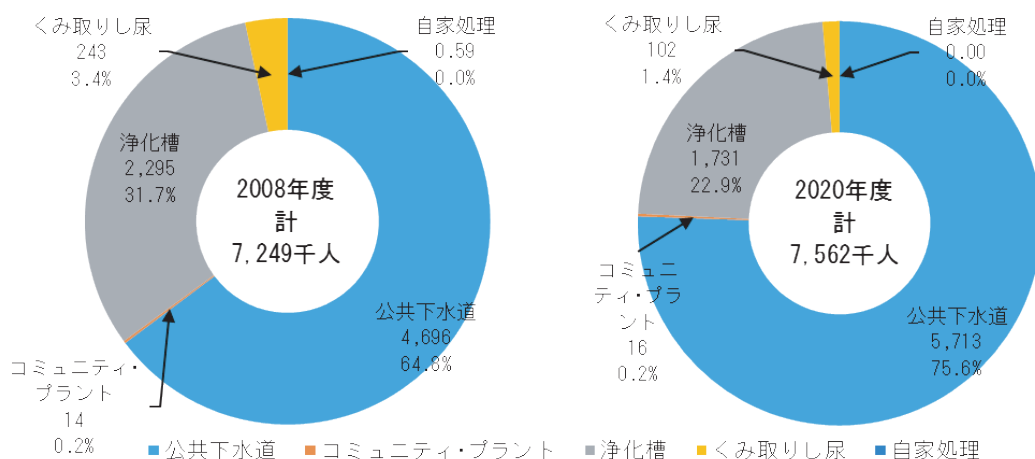
(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。  
 (注2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100  
 (注3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。  
 (資料) 環境局調べ

### (3) し尿の処理

2020年度における本県のし尿処理の人口割合を処理方法別に見ると、下水道による処理が75.6%、浄化槽（単独処理浄化槽を含む）による処理が22.9%、コミュニティ・プラント（地

域し尿処理施設）による処理が0.2%、くみ取りし尿の収集（一部自家処理を含む）が1.4%で、全体の水洗化率（下水道、浄化槽及びコミュニティ・プラントを使用している人口の割合）は98.6%となっています（図8-1-4）。

図8-1-4 し尿処理の内訳（単位：千人、人口割合）



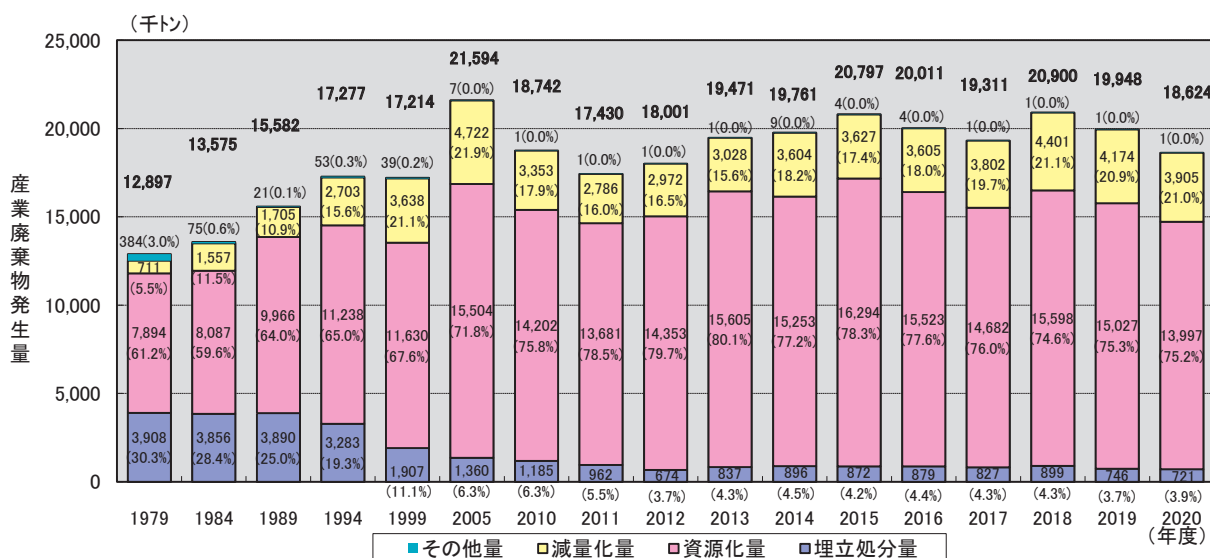
(注1) 本表の計算根拠となる人口は、住民基本台帳人口を使用。  
 (注2) 端数の処理上、合計が100%にならない場合がある。  
 (資料) 環境局調べ

### 3 産業廃棄物【資源循環推進課】

2020年度の産業廃棄物の発生量、中間処理

による減量化量、資源化量及び埋立処分量は前年度に比べ減少しています（図8-1-5）。

図8-1-5 産業廃棄物の発生量等の推移



### 4 各種リサイクル法等【資源循環推進課】

大量生産・大量消費型の経済社会活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、2000年6月に循環型社会形成推進基本

法が制定され、この法とともにリサイクルを促進する各種の法律が整備されました。

これらの法律は、国、地方公共団体、事業者及び消費者がそれぞれに担うべき責任と果たし

うる役割についての理解を深め、相互の協力のもと総合的かつ計画的に資源を有効利用することにより持続可能な発展を目指すものです。

各種リサイクル法の状況は以下のとおりです。

#### (1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、廃棄された商品の容器や包装の再商品化を促進するために定められた**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律**（以下本章において「容器包装リサイクル法」

という。2000年4月1日完全施行)に基づき「**愛知県分別収集促進計画(第9期)**」(計画期間:2020年度~2024年度)を2019年8月に策定し、容器包装廃棄物の分別収集を推進しています。県内における2020年度の市町村分別収集の状況は**表8-1-1**のとおりです。2020年度の県内の分別収集量は168,240トンと、前年度の162,398トンと比べ3.6%の増加となっています。

表8-1-1 容器包装の分別収集状況

		2019年度分別収集実績量 (トン)	2020年度分別収集実績量 (トン)	実施市町村数
ガラスびん	無色	15,876	16,384	49
	茶色	11,348	11,245	49
	その他	9,842	10,119	54
ペットボトル		20,648	20,565	54
その他のプラスチック製容器包装		61,581	64,391	50
スチール缶		7,312	7,637	54
アルミ缶		4,160	4,332	53
段ボール		17,113	19,316	53
紙パック		935	851	50
その他の紙製容器包装		13,582	13,400	24
計		162,398	168,240	—

(注1) 2021年3月末市町村数=54市町村

(注2) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(資料) 環境局調べ

#### (2) 家電リサイクル法【資源循環推進課】

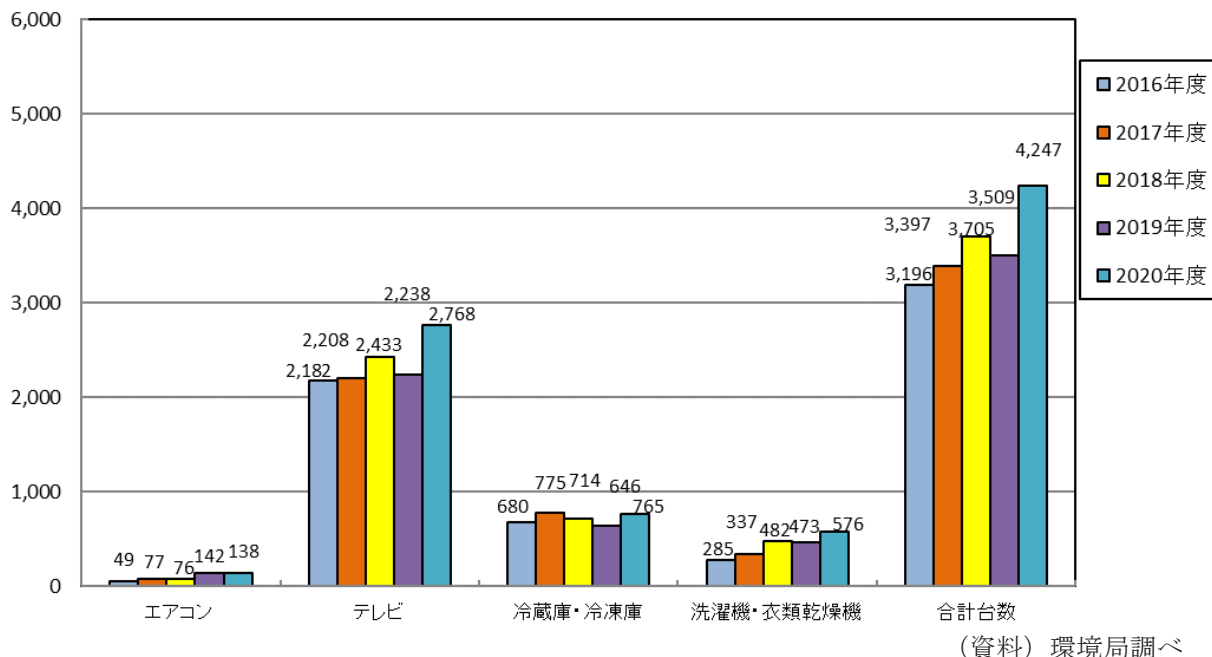
**特定家庭用機器再商品化法**（以下本章において「家電リサイクル法」という。2001年4月1日完全施行）では、家庭や事業所から排出される廃家電の効果的なリサイクルを図ることを目的に、排出者（消費者、事業者）の収集・運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者における排出者からの廃家電の引取り及び製造業者等への引渡し並びに製造業者等によるリサイクルを義務付けています。対象家電としては、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンが指定されています。

家電リサイクル法の施行により、これら廃家電のリサイクルが進む一方、収集・運搬及びリ

サイクル料金の負担を免れるための不法投棄が問題となっています。最近5か年の不法投棄台数は**図8-1-6**のとおりです。

なお、不法投棄問題に対しては、2009年度から、(一財)家電製品協会により、廃家電の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された廃棄物を回収し製造業者等に引き渡す事業を実施する市町村への不法投棄未然防止事業協力が行われており、2021年度においては、名古屋市、豊橋市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、大府市、豊明市、日進市、田原市、清須市、東郷町、武豊町、幸田町で実施されています。

図 8-1-6 家電の不法投棄台数



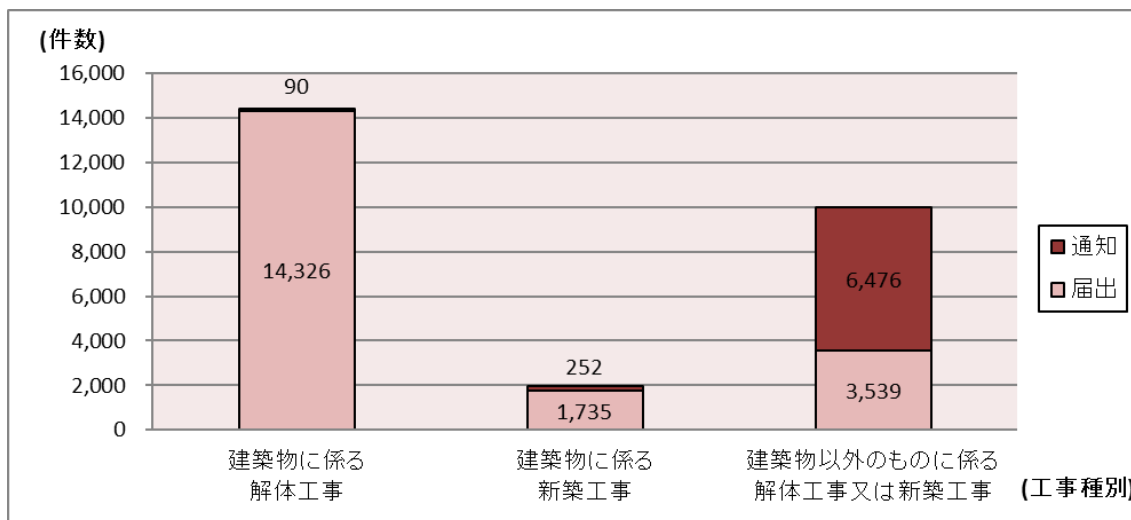
(3) 食品リサイクル法【食育消費流通課】

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下本章において「食品リサイクル法」という。2001年5月1日完全施行）は、食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の飼料や肥料等の原材料への再生利用等を促進するよう定めています。

(4) 建設リサイクル法【建築指導課、建設企画課】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下本章において「建設リサイクル法」という。2002年5月30日完全施行）に基づき、建築物等を解体等する場合には分別解体及び再資源化が義務付けられています。また、建設工事の発注者及び受注者には分別解体及び再資源化に係る届出・契約等の手続きが義務付けられています（2021年度の本県内の届出・通知件数は図8-1-7のとおり）。

図 8-1-7 県内の建設リサイクル法届出・通知実績（2021年度）



(5) 自動車リサイクル法【資源循環推進課】  
 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下本章において「自動車リサイクル法」という。2005年2月1日完全施行）に基づき、使用済自動車に関する引取業又はフロン類回収業を行う

者については知事等への登録が、また、解体業及び破碎業を行う者については知事等の許可が必要です。2021年度末での登録・許可件数は表8-1-2のとおりです。

表 8-1-2 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

所管	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破碎業者	計
愛知県	504	262	171	17	954
名古屋市	313	89	25	8	435
豊橋市	115	38	16	10	179
岡崎市	82	33	10	4	129
一宮市	60	27	9	4	100
豊田市	73	28	8	3	112
計	1,147	477	239	46	1,909

(注) 2022年3月末現在、いずれも5年で更新が必要。

(資料) 環境局調べ

(6) 小型家電リサイクル法【資源循環推進課】  
 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下本章において「小型家電リサイクル法」という。2013年4月1日施行）は、金、銀などの貴金属やリチウム、コバルトなどのレアメタルを多く含む使用済小型家電の多くが、リサイクルされることなく、廃棄物として処分されているため、その再資源化を促進するため制定されたものです。

制度の概要は、一般家庭などで使用済となった携帯電話やデジタルカメラ等（制度の対象は28品目）を市町村や小売業者が分別収集し、国が適正なりサイクルを行うことができる者として認定した事業者（認定事業者）等に引き渡すことに努めるものです。

(7) プラスチック資源循環促進法【資源循環推進課】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下本章において「プラスチック資源循環促進法」という。2022年4月1日施行）は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の促進（3R+Renewable）を促進するため制定されました。

従来の各種リサイクル法が、製品に着目したものであることに対し、プラスチック資源循環促進法はプラスチックという素材自体に着目した法律となっています。

## 第2節 廃棄物・資源循環に関する施策

### 1 循環型社会の形成【資源循環推進課】

良好な環境を維持し持続可能な社会を実現していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、

廃棄物の排出抑制と適正な資源循環を促すことにより、環境への負荷ができるだけ低減された循環型社会を構築することが不可欠です。

循環型社会の形成は、社会経済システムやラ

イフスタイルの根幹にかかわる問題ですが、とりわけ本県は、活発な経済活動が営まれているモノづくり県であり、企業の事業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増して資源循環に積極的に取り組むことが必要です。

#### (1) 循環型社会の構築に向けた計画の推進

県では、循環ビジネスの発掘・創出、事業化から円滑な事業継続まで一貫して支援してきました。

こうした中、日本を代表するモノづくり県として、資源・エネルギーのより効率的な活用や、これまでに蓄積されてきたリサイクル技術を通じて、資源の地域内の循環はもとより、各地域の特長を併せ持つより広域的な循環にもつなげていく「**あいち地域循環圏形成プラン**」を2017年3月に策定し、施策の推進を図ってきました。

さらに、資源循環を取り巻く社会情勢の変化に対応していくため、2022年3月に「**あいちサーキュラーエコノミー推進プラン**」を策定しました。

(「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」については、第1部特集で紹介しています。)

#### (2) あいち地域循環圏形成プランに基づく具体的取組

##### ア 地域循環圏づくり推進モデル事業の具体化

地域で発生する食品廃棄物、未利用木材、家畜排せつ物などのバイオマス資源を活用した「地域循環圏」の実現に向け、①地産地消の推進と一体となった食品循環ループ、②森林保全対策等と連携した里山循環圏モデル、③農畜産場等を核とした分散型バイオマス活用モデルの3つの広域循環モデルの具体化に向け、事業者や有識者等から構成される「地域循環圏づくり推進チーム」を、2017年度に1チーム、2018年度に6チーム立ち上げ、同業種や異業種の事業者連携により、2021年度まで取り組んできました(表8-2-1)。

#### イ あいち資源循環推進センターの運営

循環型社会の形成を推進するための産・学・行政の連携・協働拠点として、2006年に設置した「あいち資源循環推進センター」(県庁西庁舎7階)では、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識や経験を持つ**循環ビジネス創出コーディネーター**を民間からの派遣により配置し、循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導を行うなど様々な事業を展開しています。

また、県庁西庁舎1階には展示コーナーを設け「**愛知環境賞**」で表彰した事例などのPRを行っています。



県庁西庁舎1階の展示コーナー

#### ウ 循環ビジネス創出会議の開催

本県における産業技術の集積を生かした先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を図るため、循環ビジネス創出会議を開催しています。



循環ビジネス創出会議  
(企業見学会)

2021年度は、「欧州に学ぶサーキュラーエコノミー最新事業～オランダの実態を知り今後の取組を探る～」や「資源循環による脱炭素ポテンシャル」をテーマとしたビジネスセミナー、環境先進企業の見学会、環境ビジネスの事業化に関する個別相談会を開催し、多くの民間企業が参加しました。

## エ 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度（循環型社会形成推進事業費補助金）等の運用

県では、2006年度から、産業廃棄物税を財源として、先導的で効果的なリサイクル事業の事業化に要する経費の一部を補助しています（補

助制度の内容は、表 8-2-2 のとおり）。

2021年度は、リサイクル関係施設整備事業に8件、排出抑制関係施設整備事業に1件、廃プラスチック処理施設緊急整備事業に4件、循環ビジネス事業化検討事業に9件の合計22件に対して補助を行いました（表 8-2-3）。

表 8-2-1 各モデル（チーム）の取組と成果

チーム	取組	主な成果
<b>食品廃棄物を利用するモデル（地産地消の推進と一体となった食品循環ループ）</b>		
コーヒー豆かす利用チーム	飲料メーカー等から排出されるコーヒー豆かすから、乾燥した牛飼料やお茶用の堆肥を製造し、これらを活用した農畜産物を飲料メーカーに戻す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理を徹底したコーヒー豆かすから特殊な低温乾燥機により乾燥飼料・乾燥堆肥を製造した。</li> <li>製造した乾燥飼料に対する牛の嗜好性を高めるため、飼料配合を調整した。</li> </ul>
高付加価値飼料・堆肥等製造チーム	食品製造業において排出される食品廃棄物から畜産農家が望む高機能・高性能な飼料をオーダーメイドにより作る。	・豚熱対策の新たな加熱処理基準に対応したエコフィード（食品廃棄物等を利用した飼料）の製造を実現した。
バイオガス化チーム	飼料化・堆肥化できない低品質な食品廃棄物をメタン発酵でバイオガス化し、発電する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型バイオガス発電の事業化と事業運営に貢献した。</li> <li>メタン発酵で発生する消化液について、化成肥料や土壌改良材の代替利用に向けた実証実験を行った。</li> </ul>
<b>未利用木材を利用するモデル（森林保全対策等と連携した里山循環圏モデル）</b>		
マテリアルカスケード利用チーム	里山循環の課題である放置林対策として、木材の農業等での利用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>竹をオンサイトでチップ化し、運搬コストを下げることで、放置竹林対策の事業化に成功した。</li> <li>また、チップ化した竹を畑のマルチング材や家畜の敷料に活用することを実現した。</li> </ul>
高付加価値マテリアル創出チーム	未利用木材からの活性炭の製造や、木質流動成形による製品の開発により、木材の新たな需要を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記チームで発生した竹を活用し、消臭剤などに使える活性炭の製造を事業化した。</li> <li>木材の端材を木質流動成形により高付加価値な将棋の駒の製品開発に貢献した。</li> </ul>
<b>家畜排せつ物を利用するモデル（農畜産場等を核とした分散型バイオマス活用モデル）</b>		
近隣農家と連携した小型バイオガス発電チーム	畜産農家が単独で導入できるメタン発酵によるバイオガス発電事業を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>酪農家において安価で採算が取れる小型のメタン発酵施設の導入に成功した。</li> <li>また、発電効率の向上を図るため、食品廃棄物由来の発酵助剤を導入した。</li> </ul>
食品廃棄物処理を合わせた集約型バイオガス発電チーム	畜産農家の家畜排せつ物と食品廃棄物を一緒にメタン発酵で処理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜排せつ物と食品廃棄物の両方を処理する大型バイオガス発電の事業化と事業運営に貢献した。</li> <li>メタン発酵で発生する消化液について、化成肥料や土壌改良材の代替利用に向けた実証実験を行った。</li> </ul>



表 8-2-2 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度の内容

区 分	リサイクル関係施設整備事業	排出抑制関係施設整備事業
対象事業	① 先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係施設の整備事業（ただし、廃プラスチック処理施設を除く。） ② 広域循環モデル推進事業*で廃棄物や未利用資源の活用を推進する効果的なシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び継続性が見込まれる施設等の整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係施設の整備事業（ただし、廃プラスチック処理施設を除く。）
対象経費	・工事費 ・設計費 ・設備費 （ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外）	
補助率	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内 （上記対象事業②の場合は、中小企業 2/3、大企業 1/2 以内）	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内
限度額	5,000 万円	

区 分	廃プラスチック処理施設緊急整備事業	循環ビジネス事業化検討事業
対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる廃プラスチック処理施設等の整備事業	① 先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業 （フィージビリティ・スタディ） ② 広域循環モデル推進事業*のための調査・研究開発事業
対象経費	・工事費 ・設計費 ・設備費 （ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外）	・調査費 ・研修・指導費 ・調査委託費 ・研究開発費（上記対象事業②のみ対象）
補助率	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内 （上記対象事業②の場合は、中小企業 2/3、大企業 1/2 以内）
限度額	5,000 万円	500 万円 （上記対象事業②の場合は、300 万円上乗せ）

※ あいち地域循環圏形成プランに基づき、持続可能な地域づくりを進めるため、地域の未利用バイオマス資源である「食品廃棄物」、「未利用木材」、「家畜排せつ物」を活用した先進的なビジネスを具体化する事業

表 8-2-3 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助実績 (2021 年度)

区分	事業主体	事業の名称
リサイクル関係 施設整備事業	加山興業(株)	未処理の太陽光パネルをリサイクルするための設備導入による資源循環社会形成促進事業
	(株)ダイセキ	廃液リサイクル設備の廃熱を利用した処理能力向上と大幅な環境負荷の低減
	中部エコバイオ(同)	使用済み天ぷら油を原料とした生分解性チェンソーオイルの製造
	(株)ビジネスサポートOJT	タンク清掃ロボットによる飼料廃棄物の削減
	岩田食品(株)	食品事業者オンサイト飼料化システムによる高品質飼料を活用した食品循環ループの構築
	(株)エム・イー・ティー	前処理設備及び性能評価装置の導入による未利用竹由来の新しい竹活性炭ビジネスの開始
	(株)小桝屋	コーヒー粕の機能性に注目した国内初の高付加価値化事業
排出抑制関係施設 整備事業	(株)富田組	放置竹林の皆伐・整理伐に伴う発生材を利用する竹林整備事業モデル
廃プラスチック 処理施設緊急整 備事業	大豊工業(株)	国内初のF O膜濃縮によるニッケルめっき排液の再生利用と大幅な省エネルギー化
	愛知電線(株)	異種電線間でのPVC材料リサイクルを可能とする再生及び循環製造システムの構築
	内浜化成(株)	プラスチック成形部品の新しい塗膜形成方法(脱塗装化)の開発
	永興物産(株)	プラスチックリサイクルの生産性向上及び高付加価値を可能にする製造システム
循環ビジネス事 業化検討事業	本多プラス(株)	医薬品(目薬等)容器のブロー成形時に発生する廃材料を100%製品化する事業
	永一産商(株)	廃太陽光パネル及び廃バッテリーのハイレベルリサイクルシステムによる再生利用検討
	グリーンサイクル(株)	混合プラスチック高純度選別プロセスによる廃棄物削減・国内循環システムの事業化検討
	(有)三洋サービス	使用済み紙おむつ(廃プラスチックを含む)の再生利用検討
	春是産業(株)	廃瓦を活用した農業・園芸用資材代替品のサボテン栽培等への利用とその事業化検討
	日本モールド工業(株)	パルプモールドの原料として間伐材等の廃木材のマテリアルリサイクル実現の検証事業
	フルハシEPO(株)	木質バイオマス総合利用機構の開発に向けたフィージビリティスタディ
	前田産業(株)	プレス加工により発生する鉄スクラップのリサイクル高度化検討
(株)ゼネック(株)	愛知県の地域特性に適した消化液の有効利用方法と循環モデルの構築	
	(株)ハーツ (株)エルメティア	食品残さでタンパク質を生産する「ミズアブ工場」の事業化検証

## オ 愛知環境賞の実施

県では、資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」を2005年から実施しています。

「2022 愛知環境賞」では、応募のあった49件の事例に対して、先駆性・独創性、資源循環や環境負荷低減の効果、社会全体の環境行動促進に向けた啓発・波及効果やアピール度、行政施策との連携や協働可能性などの観点から、県及び有識者、マスコミ、産業界の方々が審査を

行い、金・銀・銅賞、中日新聞社賞、名古屋市長賞及び優秀賞を合わせて16件を表彰しました(表8-2-4)。

この賞は、実施済みの優良取組を表彰し広く社会に広めるとともに、計画段階にある取組についても表彰の対象としており、その実現のための支援を行うという特色も持っています。

また、この表彰を通じて、企業や団体の資源循環や環境負荷低減に対する取組の促進と意識啓発を図っています。

表 8-2-4 「2022 愛知環境賞」受賞者一覧 (2022年2月10日表彰)

賞の種類	受賞者	受賞名称
金 賞	(株)ジェイテクト	世界の自動車から産業機械までを支えるステアリング・軸受等の設計・製造による環境負荷低減への貢献
	(株)ノリタケカンパニーリミテド	研磨剤スラリーを使用しない砥粒内包型研磨工具「LHAパッド®」の開発による産業廃棄物削減への貢献
銀 賞	(株)豊栄商会	アルミ溶湯搬送システム「AL(アル)サーブ®」の普及によるアルミダイカスト工程のCO <sub>2</sub> 削減への貢献
銅 賞	豊橋総合動植物公園 (のんほいパーク)	すべての生きものが幸せに暮らせる持続可能な社会の実現を目指す動植物園の取組
	ブラザー工業(株) (株)ブラザーエンタープライズ トヨタ自動車(株)	個別空調化により工場全体の省エネルギー化に貢献するフォークリフト用フロンレススポットクーラー事業
中日新聞社賞	いきいき塾 NPO 絆 日進絆子ども食堂 ファミリーマート日進三本木町店	全国初となるコンビニと子ども食堂が連携した「フードドライブ」
名古屋市長賞	(株)ウェイトボックス	カーボンニュートラル・CO <sub>2</sub> 排出量削減のためのScope 1、2、3算定システム構築と普及推進事業
優秀賞	愛日緑化造園(株)	造園業が挑戦する森を守る新しい循環モデル
	(株)オティックス	自動車エンジン用小型ローラロックカの生産から実使用までの環境負荷低減
	環境ボランティアサークル亀の子隊	きれいな海を守る心を広げるためのプロジェクト
	眞和興業(株)	SDGsの理念に基づいた業界初の総合的資源循環・環境負荷低減を実現した亜鉛めっき工場の革新
	(株)スギテクノ	自動車製造時に使い捨てされていたプラスチック製品を蘇らせリユースの流れを推進する事業
	中部国際空港(株) 農業生産法人 (有)エル・ファーム・サカキバラ	中部国際空港の滑走路周辺緑地帯の刈草を活用した異業種間連携による資源循環事業
	(株)富田組	地域密着の建設業をベースにした地域資源循環ビジネスモデル
	名古屋国際中学校・高等学校	多様なネットワークを活用した都心型ESDモデルによるグローバル人材の育成
	(有)原野化学工業所	トレーサビリティを活用した業界初のプラスチックマテリアルリサイクル「原野モデル」



愛知環境賞表彰式の様子

## カ あいち環境塾の開講

企業、大学、行政など各分野での持続可能な社会づくりのリーダーを育成するため、2008年度から「あいち環境塾（塾長：愛知県副知事）」を開講しています。

この塾は、講師陣に大学、研究機関、マスコミ等の分野で活躍する第一線の方々を迎え、講義、ディスカッション等を通して塾生が互いに切磋琢磨し、持続可能な社会の形成という目標を共有する仲間づくりができるクリエイティブな場を目指しています。

2021年度は6月から11月まで全13日間のカリキュラムを実施し、18名が卒塾しました。

また、卒塾生に、まちづくり、環境保全、環境教育などの地域課題を解決する持続可能な社会づくりのリーダーとして積極的に活動していただくため、2019年度から卒塾生の地域実践活動を支援する取組を実施しており、2021年度は、2件の卒塾生実践活動に取り組みました。

さらに、卒塾生有志の方や塾の運営に関わるチューター、スタッフが中心となって設立したNPO法人AKJ環境総合研究所では、持続可能な地域を形成することを目的にESDワークショップを開催するなど、卒塾生が活躍しています。

## キ あいちの環境ビジネス発信事業の実施

大型展示会において、県が展示ブースを確保し、資源循環を始めとする愛知県の取組を紹介するとともに、県内の企業・グループの優れた環境技術や3R製品をPRすることで、愛知の環境力の発信及び出展者の宣伝力・広報力の強化

を図っています。

## ク あいち資源循環ナビの運用

あいち資源循環ナビは、資源循環に関する情報発信・情報交換を目的としたサイトです。2020年度に全面改修を行い、新たなWebサイトとして2021年4月から運用を開始しました。

このサイトは、循環資源の提供事業者と再生・利用事業者のマッチングを支援する「循環資源事業者マッチングシステム」を運用するとともに、循環型社会形成推進事業費補助金や愛知環境賞の表彰事例を紹介しています。また、モノの始まりからリサイクルまで幅広く学習できるページを掲載しています。

## 2 愛知県廃棄物処理計画の推進【資源循環推進課】

県では、廃棄物の処理について、その減量化や資源化を推進するとともに、最終的に残った廃棄物の適正な処理を確保するため、**廃棄物処理法**に基づき「**愛知県廃棄物処理計画**」を策定しています。

2022年2月には、前計画（2017～2021年度）の計画終了に伴い、新たな計画（2022～2026年度）を策定しました。

（「愛知県廃棄物処理計画（2022～2026年度）」については、第1部特集で紹介しています。）

本計画は、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定めています。

また、**食品ロスの削減の推進に関する法律**において、都道府県が定めるべきものとされる「**食品ロス削減推進計画**」を含めた内容となっています。

## 3 一般廃棄物【資源循環推進課】

### （1）一般廃棄物の処理

市町村や一部事務組合が行うごみの適正処理、再資源化に対し、県は「愛知県廃棄物処理計画」、「愛知県分別収集促進計画」、「愛知県ごみ焼却

処理広域化計画」等を策定し、指導・支援を行っています。

また、市町村や一部事務組合が一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設等）を整備する際には、国の交付金（循環型社会形成推進交付金等）の窓口として監督・指導を行っています。

さらに、市町村や一部事務組合等が設置している一般廃棄物処理施設に対しては、立入検査を実施し、適正な維持管理を指導しています。

### （2）空き缶等ごみ散乱防止対策

県は、空き缶等ごみの散乱防止の普及啓発を目的とした**空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例**に基づき、毎年5月30日から6月5日までを「**ごみ散乱防止強調週間**」と定め啓発活動を行っており、2021年度は、運転免許試験場来場者やトラック運転者に対する啓発資材の配布、県庁舎周辺の清掃活動を実施しました。

### （3）放置自動車対策

放置自動車の未然防止及び処理の迅速化を図るため、県では国等関係機関との連絡会議を設置しています。

なお、2021年度に市町村等が処理した放置自動車は643台でした。

### （4）一般廃棄物の減量化・資源化

ごみの減量化・資源化の推進には、県民、事業者、行政等多くの関係者が連携して取り組む必要があります。県は、事業者団体、消費者団体、女性団体、労働団体、県内市町村等111団体（2022年3月末現在）で構成する**ごみゼロ社会推進あいち県民会議**と連携・協力しながらごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組んでいます。

県民会議では、「**ごみゼロ社会推進あいち県民大会**」や研修会等を実施するとともに、①ごみ減量化対策、②ごみ再資源化対策、③不法投棄対策の三つの部会を設置し、ごみゼロ社会の形成推進に関する調査・研究や普及啓発に取り組んでいます。特に発生抑制対策として県内全域でレジ袋削減運動を展開しており、2007年度か

らレジ袋削減に取り組む小売店を認定する「**レジ袋削減取組店制度**」を開始し、2022年3月末現在、県内で235店舗がレジ袋削減取組店に登録しています。

また、2020年1月には、「捨てない・減らそう・変（替）えよう」の3つの柱のもと、消費者、事業者、行政それぞれが取り組むべき事項を取りまとめた「**あいちプラスチックごみゼロ宣言**」を発表し、県内全域でプラスチックごみゼロに向けた取組を推進しています。

この「**あいちプラスチックごみゼロ宣言**」を踏まえ、2021年1月にはワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみの削減に関し、特に優れた取組を実施した事業者や団体を表彰する制度を創設しました。

### （5）食品ロスの削減

世界的な問題となっている、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」については、2019年5月24日に「**食品ロスの削減の推進に関する法律**」が成立し、10月1日に施行されました。

本県では、事業者に対する廃棄物の適正処理と併せた食品ロス削減の指導や**3010運動推進キャンペーン**、**食品ロス削減イベント**などの取組を行うとともに、2016年度に関係10課室により設置した「**食品ロス削減に関する庁内連絡会議**」において、関係課室の取組状況等について情報共有を図っています。

また、食品ロスの実態を把握し、より効果的な削減対策を進めるため、家庭や事業者から排出される食品ロス量に関する調査を実施しました。さらに、動画やゲームを通して、食品ロスの問題について学び、普段の生活でできることを考え、実践につなげる環境学習プログラムを活用し、食品ロス削減の普及啓発に取り組んでいます。

こうした中、2022年2月には、「**愛知県食品ロス削減推進計画**」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取組を進めていくこととしています。

クローズアップ

「ワンウェイ(使い捨て)プラスチックごみ削減取組」の表彰制度を創設しました

「ごみゼロ社会推進あいち県民会議（会長：愛知県知事）」では、プラスチックごみの削減に向け、「捨てない」「減らそう」「変（替）えよう」を3つの柱とした「あいちプラスチックごみゼロ宣言」（2020年1月）を踏まえ、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみの削減に関し、特に優れた取組を実施した事業者や団体を表彰する制度を創設しました。

本表彰は、ワンウェイプラスチックごみ削減への関心を高めるとともに、これらの優れた取組を広く普及し、プラスチックごみゼロに向けた消費者、事業者、行政の一体となった取組を促進することを目的としています。

2021年度は、食品メーカーや小売店、協同組合など計10者から応募があり、同会議による審査の結果、以下の4者が優秀賞を受賞しました。

表彰式は、2021年11月3日（水・祝）に開催した「食品ロス削減イベント&ごみゼロ社会推進あいち県民大会」（ナディアパーク・デザインホール（名古屋市中区））で行われ、大村知事から表彰状を授与しました。

「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」の様子や受賞者の取組等の詳細は、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」Web ページを御覧ください。（<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/ippai/gomizero/>）

受賞者（優秀賞）及び取組名称

受賞者	取組名称
(株) 折兼・(株) パックスタイル (名古屋市)	植物原料 100%からつくられた生分解性食品容器
(株) 豊和 (名古屋市)	ホテルの使い捨てをギフトに変える「ホテルアメニティ革命」
ユニー (株) (稲沢市)	ユニーのプラスチック資源循環アクション
ワタミ (株) (東京都大田区)	ワタミ宅食弁当容器回収リサイクルの環



(株) 折兼・(株) パックスタイル



(株) 豊和



ユニー (株)



ワタミ (株)

## (6) 海洋ごみ対策の推進

海岸には日々、流木や生活ごみなどが漂着し、良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。また、沿岸海域を漂流するごみについては、漁業への障害や生物への影響などが指摘されており、特に海洋プラスチックごみについては、誤食や絡みつき等により、命を落とす生物もいます。さらに微細なマイクロプラスチックについては、表面に吸着等した有害物質が食物連鎖を通じて濃縮し、最終的には人体に取り込まれる可能性があり、人の健康への影響が懸念されています。

海岸に漂着したり、海を漂流したり、海底に沈んでいるごみは海洋ごみ(海ごみ)と呼ばれ、その対策は世界的な課題とされています。

県では、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律に基づき、民間団体、関係行政機関及び学識者で構成する「愛知県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、豊橋市、西尾市、蒲郡市、田原市、常滑市、知多市、南知多町及び美浜町内の19海岸を重点区域とする「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定する等、海岸漂着物対策を推進するとともに、国の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)を活用し、市町村の海岸漂着物等の回収・処理等に対する財政支援を行っており2021年度は、流木やプラスチックごみなど497.3トンの海岸漂着物等の回収を行いました。

また、海洋ごみの問題を理解してもらい、県民一人ひとりの海ごみ削減に向けた行動につなげるため、啓発動画「知ってる? あいちのうみのコト~カッパの清吉と学ぶ『海ごみ』問題~」を作成し、2019年3月からインターネット配信を開始するとともに、中学校の環境学習において動画の活用を行っています。



環境学習の様子

このほか、小学校中学年以上を対象に海洋ごみへの関心を高めるため2016年度に環境学習プログラム「カッパの清吉と海ごみのルーツを探ろう!」を作成するなど、海洋ごみ発生抑制普及啓発資料を用意し、海洋ごみ問題の普及啓発活動の促進を図っています。

これら海洋ごみに関する情報や各種環境学習プログラムについては、海岸漂着物環境学習サイト「あいちのうみのコト」(<https://kankyo.joho.pref.aichi.jp/kaigan/>)から入手することができます。



カモメのモンとカッパの清吉

さらに、2020年度から、漂着ごみの組成や存在量を把握するため、伊勢湾、三河湾及び遠州灘に面する海岸(各1地点)で調査を実施しているほか、海岸漂着物の広域的な対策として、伊勢湾及びその流域圏を構成する愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市が連携して取り組むため、2012年4月に「海岸漂着物対策検討会」を設置し、連携して普及啓発活動などを行っています。



組成調査の様子

### （7）災害廃棄物対策の推進

本地域では、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況です。また、近年、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といったリスクも高まっています。大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物の発生により、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながりかねない事態に陥ることが予想されるため、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行い、生活及び産業活動の早期復旧・復興を果たし、復興の要となることが求められます。

これらを踏まえ、災害発生後に早期の復旧・復興を果たせるよう、災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するための「**愛知県災害廃棄物処理計画**」を2016年10月に策定しました。

その後、昨今の集中豪雨等の状況を踏まえ、地震・津波以外の災害廃棄物対応の知見が蓄積されたことなどから、2022年1月にこの計画を改定し、国、市町村、民間事業者等との連携体制を強化し、実効性のある処理体制の構築を進めています。

また、市町村においても災害廃棄物処理計画を策定する必要があることから、2021年度には

市町村等の職員を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会を3回開催しました。

さらに、県、市町村・一部事務組合、環境省中部地方環境事務所及び民間事業者団体（愛知県衛生事業協同組合、（一社）愛知県産業資源循環協会、（一社）愛知県環境測定分析協会等）の参加のもと、豪雨災害時の災害廃棄物処理に係る様々な課題への対応をロールプレイング形式で実践する図上演習を2回実施しました。



図上演習の様子

一方、広域的な取組としては、大規模災害時に備え、中部9県、政令市、環境省中部地方環境事務所等で構成する**大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会**が策定した**災害廃棄物中部ブロック広域連携計画**に基づき、被災地域で発生する大量の災害廃棄物を迅速に処理するため中部圏広域で相互支援を行うこととしています。



## 4 産業廃棄物

### (1) 産業廃棄物の処理【資源循環推進課】

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。産業廃棄物の処理は事業者が自ら行うほか、廃棄物処理法に基づき知事等から産業廃棄物処理業の許可を受けた者にその処理を委託することとされています。県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように、**廃棄物処理法**に基づき、施設、申請者の能力及び経理的基礎等の面から審査を行い、現地の調査も行った上で、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

### (2) 産業廃棄物の減量化及び資源化【資源循環推進課】

産業廃棄物の減量化及び資源化を進めるため、県は、排出事業者や処理業者を対象とした説明会を開催するなど、啓発に努めています。

また、産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上）の事業所を設置する事業者（多量排出事業者）に対し、廃棄物処理法で提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画の作成に関する指導や公表を行うなど、事業者の産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用等の取組を促進しています。

### (3) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導・監督【資源循環推進課】

#### ア 監視体制の強化

産業廃棄物の量の増大や質の多様化の中で不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

このため、県は、各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班及び廃棄物監視指導業務嘱託員（警察官OB）を配置するなど、指導・監視体制の強化を図っています。

また、産業廃棄物の適正処理の指導・監視に

当たっては、事案が各種の法令や多くの行政分野にまたがるケースが多いことから、県は**あいち産業廃棄物適正処理推進会議**を設置し、会議を構成する警察、市町村等の関係部局や排出事業者、処理業者などと連携して対策を進めています。さらに、本庁に**愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を、各県民事務所等に**地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を設置し、関係機関との連携を図りながら不適正処理の未然防止に努めています。

なお、不法投棄の防止等に当たっては、地域での情報収集が第一であることから、**地域環境保全委員制度**を活用するほか、（一社）愛知県産業資源循環協会、（一社）愛知県建設業協会、日本郵便（株）及び佐川急便（株）等に情報提供の協力をいただいています。

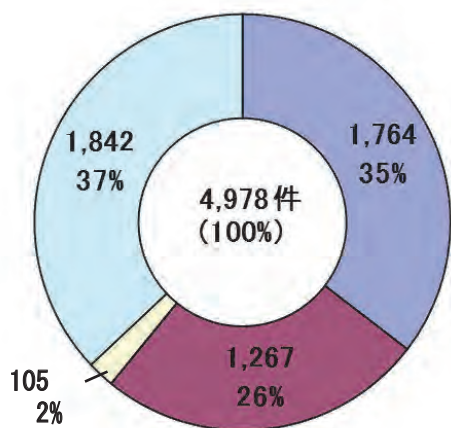
また、不法投棄専用ファクシミリ（052-953-7776）や電子メール（junkan@pref.aichi.lg.jp）により情報の収集に努めるとともに、休日、夜間の監視業務を民間の警備会社に委託し、不法投棄などの未然防止や早期発見を図っています。

2017年度からは、県民が無許可での廃棄物処理や不適正処理に関する通報等をしやすい環境を整備し、情報の「見える化」を図るため、廃棄物処理業者に関する許可情報をWebの地図上に掲載しています（<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html>）。

#### イ 立入検査・指導

2021年度、県は、処理業者や処理施設を設置する事業場への立入検査を延べ4,978件実施しました（**図8-2-3**）。このうち、221件の不適正な事例については改善勧告などにより適正処理に向けた指導を行いました。また、欠格要件等の取消事由に該当した処理業者に対する許可の取消しを8件行いました（**表8-2-5**）

図 8-2-3 産業廃棄物処理業者等への立入件数（2021 年度）



■ 産業廃棄物処理業者(2022年3月末現在)

- 【対象】・産業廃棄物収集・運搬 9,156 件
- ・産業廃棄物処分 520 件
- ・特別管理産業廃棄物収集・運搬 851 件
- ・特別管理産業廃棄物処分 27 件

■ 産業廃棄物処理施設(2022年3月末現在)

- 【対象】 許可施設数 589 件

■ 特別管理産業廃棄物を排出するおそれのある事業場

■ その他

(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く。  
(資料) 環境局調べ

表 8-2-5 行政指導及び行政処分件数

区分		年度		
		2019	2020	2021
行政指導	改善勧告	3	10	13
	指導票等の交付	299	205	208
	小計	302	215	221
行政処分	業・施設の許可取消	9	11	8
	措置命令	0	0	0
	業・施設の停止命令	0	0	1
	改善命令	0	0	0
	小計	9	11	9



タブレット端末を活用した立入検査の様子

また、6月と11月を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」と定め、中間処理業者、最終処分業者及び排出事業者に対して、一斉立入検査を行い、マニフェストの適正な使用や帳簿の適正な管理などを重点的に検査するとともに、不法投棄や野焼きなどを行っている者に対しては、適正処理するための指導を行いました。

さらに、2016年1月に発覚した食品廃棄物の不適正処理事案を受け、その再発防止対策として作成した県独自の立入検査マニュアルや、立入検査業務を支援するためのタブレット端末を活用し、立入検査の強化及び効率化を図るとともに、関係機関と連携した立入検査を実施するなど、監視体制の充実・強化を図っています。

ウ 条例・要綱に基づく施策

産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、廃棄物処理法による規制に加え、県は、**廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**に基づき、産業廃棄物を処理業者に委託する排出事業者に対する委託前及び委託中での処理状況の現地確認、焼却施設、最終処分場等を設置しようとする者に対する住民説明会の開催、県外から産業廃棄物を搬入しようとする者への事前の届出、建設廃棄物等を屋外で保管しようとする者への保管場所の届出等、種々な義務を課しています。

また、**愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱**に基づき、処理施設の立地、構造及び維持管理基準を遵守させるなど、排出事業者等への指導を行っています。

## エ 排出事業者責任

廃棄物を排出する事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが**廃棄物処理法及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**で義務付けられています。

処理を処理業者に委託する場合であっても、排出事業者は、再資源化や最終処分までの一連の処理が適正に行われるために処理業者の選定、委託契約、実地による確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用等を適切に行う必要があります。

そのため、県では 2017 年度に、排出事業者が廃棄物を処理する際のポイントについてわかりやすく解説した「排出事業者向け手引き」を作成しました。また、2022 年 1 月から 3 月にかけて、産業廃棄物適正処理推進セミナーをオンデマンド配信し、排出事業者責任の徹底を促すとともに、実地確認のポイントについて説明しました。

今後もセミナー等の取組を通じて、排出事業者責任の周知に取り組んでいきます。

なお、「排出事業者向け手引き」については、Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/shokuhinhaikibutsu.pdf>) からダウンロードできます。

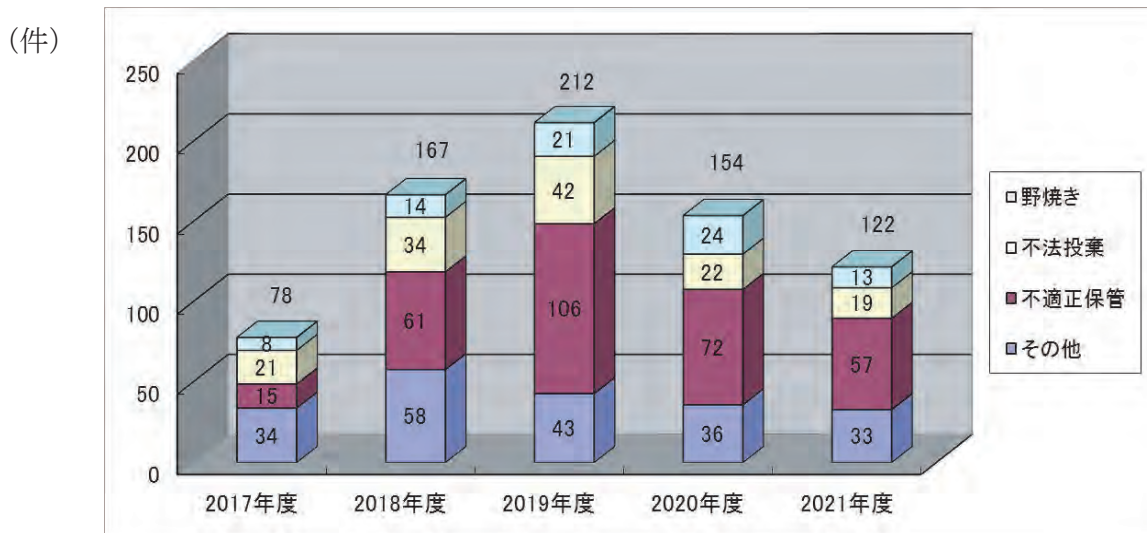


排出事業者向け手引き

## オ 産業廃棄物に係る苦情件数

2021 年度に県に寄せられた苦情件数は 122 件で、その内訳は、野焼きが 13 件、不法投棄が 19 件、不適正保管が 57 件、施設の維持管理不良等のその他が 33 件でした（図 8-2-4）。

図 8-2-4 産業廃棄物に係る苦情件数



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く(2020 年度まで)、  
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く(2021 年度)

(資料) 環境局調べ

### (4) 産業廃棄物処理業者の優良化の促進【資源循環推進課】

2010 年の**廃棄物処理法**の改正により、「**優良産業廃棄物処理業者認定制度**」が新設され、2022 年 3 月末現在で 289 事業者（名古屋市、豊橋市、岡

崎市、一宮市及び豊田市を除く）が認定を受けています。

これは、遵法性や事業の透明性、また、財務体質の健全性など、一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事が認定する制度です。なお、

優良認定を受けた業者は、許可証に優良マークが付与され、許可の有効期間が5年から7年になる等のメリットを受けることができます。

県は、本制度の普及のため、処理を委託する排出業者に対する説明会の開催や、認定業者の県 Web ページへの掲載を行っています。

### （5）マニフェスト制度の推進【資源循環推進課】

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理・最終処分を処理業者に委託する場合、排出事業者が処理業者に対して伝票（マニフェスト）を交付し、委託した内容どおりに処理が適正に行われたことを確認するための制度です。

マニフェストには紙マニフェストと電子マニフェストの2種類がありますが、電子マニフェストは、オンライン上で運用できるように情報が全て電子化されており、処理の過程のデータの透明性が高く記録の改ざんが難しいことから、その普及により更なる不適正処理の防止につながることを期待されます。なお、2020年度からは、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者には、電子マニフェストの使用が義務づけられています。

県は、電子マニフェストの使用について指導を行うとともに、マニフェストの交付量が多い事業者で構成される業界団体に対して啓発を行うことで、電子マニフェストの導入促進を図っています。

2022年3月末の本県における電子マニフェストシステムの加入事業者数は22,319事業所で、これは、全国の約7%を占めています。

### （6）産業廃棄物税の活用【資源循環推進課、税務課】

県は、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課すことにより排出事業者等が排出又は埋立処分を抑制するよう誘導するとともに、得られる税収を3Rの促進、最終処分場の設置促進等に活用するため、**愛知県産業廃棄物税条例**を2006年4月1日から施行しています。

条例では、施行後5年を目途に検討することとなっており、2020年度には、**愛知県産業廃棄物税検討会議**において、税の導入による効果を検証し今後のあり方を検討しました。その結果、現行の税制度の存続に一定の理解が得られていること、税の目的に合致した特色ある充当事業が適切に実施されていること、産業廃棄物税が再生利用量の増加や最終処分量の減少に一定の効果をあげていることが認められました。よって今後とも、より一層産業廃棄物の排出を抑制し、再生利用量の増加や最終処分量の減少を推し進める必要があることから、現行税制度は枠組みを変えることなく、引き続き施行していくことが適当と判断されたところです。

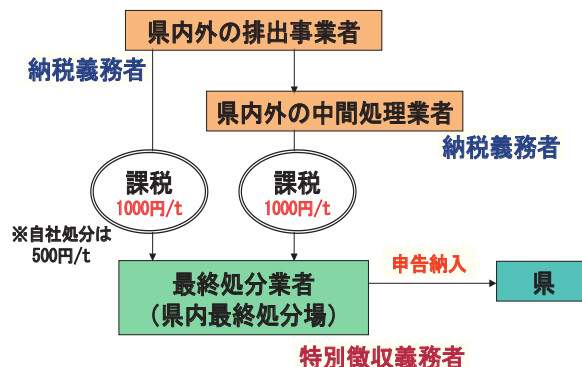
#### ア 産業廃棄物税の概要（図8-2-5）

納税義務者は、愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。

納税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物1トンにつき1,000円（自らの産業廃棄物を自社の最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円）です。

納税方法は、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、県へ申告納入する「特別徴収方式」です。

図8-2-5 産業廃棄物税のしくみ



#### イ 産業廃棄物税の用途

産業廃棄物に関する諸課題の解決のため、県は、税収から徴税費を控除した額を産業廃棄物適正処理基金に積み立て、2021年度は3Rの促進、最終処分場の設置の促進、産業廃棄物の適正処理の促進などの事業に、約4億2千万円

を充てています（表 8-2-6）。

表 8-2-6 産業廃棄物税を活用して 2021 年度に実施した事業

事業（充当額）	内容
3 R の促進（産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進）  （約 3 億 3 千万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が取り組む先導的・独創的な循環ビジネスの事業化を促進するための補助の実施</li> <li>・「あいち資源循環推進センター」における循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導の実施</li> <li>・循環ビジネスの発掘・創出を目的とした循環ビジネス創出会議の開催</li> <li>・資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」の実施</li> <li>・資源循環に関する様々な情報をインターネット上で提供する「あいち資源循環ナビ（資源循環情報システム）」の運営</li> <li>・企業・団体・行政など、各分野で活躍する持続可能な地域づくりの環境リーダーを育成する「あいち環境塾」の開催</li> <li>・本県の持つ多様な地域ポテンシャルを生かして、「循環の環」が重層的に構築された「地域循環圏」の実現を目指す「あいち地域循環圏形成プラン」の推進</li> </ul>
最終処分場の設置の促進  （約 21 万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域最終処分場の円滑な推進を図るための連絡・調整</li> </ul>
産業廃棄物の適正処理の促進  （約 9 千万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄、不適正処理を未然防止するための監視パトロール及び立入検査の実施</li> <li>・産業廃棄物処理業者の優良化を進めるための講習会の開催</li> <li>・廃棄物処理法に規定する県内の政令市 5 市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）が行う産業廃棄物適正処理推進事業に対する補助の実施</li> <li>・再生品の環境分析検査や再生品製造事業者への立入検査</li> </ul>
合計（約 4 億 2 千万円）	—

## 5 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物【資源循環推進課】

### （1）PCB 廃棄物の処理の経緯

PCB は、電気絶縁性が高く、不燃性で化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使用されてきました。しかし、1968 年に PCB が米ぬか油に混入したことにより健康被害が発生したカネミ油症事件を契機に、その生体内への残留性や皮膚障害などの慢性毒性が明らかとなり、1972 年以降は製造が中止されました。

既に製造された PCB の廃棄については、処理施設の設置に住民の理解が得られないなど処理体制の整備が停滞し、使用していた事業者が保管せざるを得ない状況が続いており、PCB 廃棄物の保管が長期化することで、紛失や漏えいによる環境汚染が懸念されました。このため、2001 年 6 月に、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、**ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適**

**正な処理の推進に関する特別措置法**（以下本節において「PCB 特別措置法」という。）が制定され、同年 7 月に施行されました。

この法律では、PCB 廃棄物の 2016 年 7 月までの処理を義務づけるとともに、国が 2003 年 4 月に策定した「**ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画**」（以下本節において「PCB 廃棄物処理基本計画」という。）に基づき、高濃度 PCB 廃棄物については、国が全額出資する中間貯蔵・環境安全事業（株）（以下本節において「JESCO」という。）が全国 5 か所（北九州市、豊田市、東京都、大阪市、北海道室蘭市）に設置する拠点的広域処理施設において処理を行うこととされました。また、2009 年には、廃棄物処理法において、無害化処理認定制度の対象に低濃度 PCB 廃棄物が追加され、当該制度により低濃度 PCB 廃棄物の処理が開始されました。

その後、当初予定していた時期までの PCB 廃棄物の処理完了が困難となったことから、2012

年12月にPCB特別措置法施行令が改正され、PCB廃棄物の処理期限が2027年3月に改められています。

### (2) PCB 廃棄物の処理状況

PCB 廃棄物を保管している事業者（以下本節において「保管事業者」という。）は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、PCB 廃棄物を、処分するまでの間、適正に保管しなければなりません。また、保管事業者及びPCB 使用製品を所有している事業者（以下本節において「所有事業者」という。）は、毎年度、保管及び処分の状況を届出する必要があります。2021年度は、県内の1,811事業所から届出がありました。

PCB 廃棄物の処理は、東海地区では、JESCO 豊田PCB処理事業所において2005年9月から開始され、高濃度PCB廃棄物のうち、大型変圧器・コンデンサー等の処理が進められています（表8-2-7）。また、安定器及び汚染物等は、2015年8月からJESCO北九州PCB処理事業所で処分が行われています。これにより、本県で発生した高濃度PCB廃棄物は、2022年3月末までに、豊田PCB処理事業所において変圧器793台及びコンデンサー32,572台が、北九州PCB処理事業所において安定器等1,094,132kgが処理されています。

JESCOのPCB処理事業所は、それぞれ立地自治体との約束を踏まえて設定された計画的処理完了期限（保管事業者がJESCOに処分委託を行う期限）が定められています。豊田PCB処理事業所は2023年3月、北九州PCB処理事業所は2022年3月となっています。しかし、掘り起こし調査の結果、新たに高濃度PCB廃棄物等の存在が判明したことや、全国的な処理の進捗状況等を踏まえ、国は、立地自治体との調整を経て、2022年5月にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、豊田PCB処理事業所及び北九州PCB処理事業所については、2023年度末まで処理を継続するとともに、北九州事業地域で新たに発見された高濃度PCB廃棄物の一部を豊田PCB処理事業所で処理することとなりました。

こうした状況を踏まえ、県では、高濃度PCB廃棄物の処分を行っていない保管事業者等に対し、確実かつ速やかにJESCOに処分委託するよう指導を行っています。

なお、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物処理に比べ相当高額となることから、国、都道府県及び産業界からの出えんで造成されたPCB廃棄物処理基金及び国庫補助により、高濃度PCB廃棄物の処理費用の一部が助成されています。

表8-2-7 中間貯蔵・環境安全事業（株）豊田PCB処理事業所の概要

項目	内容
所在地	豊田市細谷町三丁目1番地1
処理対象	大型変圧器・コンデンサー等
処理方式	脱塩素化分解法
処理能力	1.6トン/日（PCB分解量）
処理開始	2005年9月1日

（資料）中間貯蔵・環境安全事業（株）資料から環境局作成



（写真提供：中間貯蔵・環境安全事業（株））

### (3) PCB 廃棄物処理計画の推進

県は、PCB特別措置法及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、2004年12月に「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下本

節において「PCB処理計画」という。）」を策定し（2018年3月改訂）、県内におけるPCB廃棄物について適正な保管及び処理の計画的な推進を図っています。この計画では、基本的方針と

して次の3つを定めています。

- ① 今後処理が見込まれる全てのPCB廃棄物及びPCB使用製品の把握に努め、早期に安全かつ適正な処理を進めること
- ② 県及び名古屋市等（PCB特別措置法の政令市）、国、保管事業者、所有事業者、PCB廃棄物処理施設を設置する者、収集運搬業者等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的に処理の推進を図ること
- ③ 早期処理のため、周知・啓発の実施や保管状況等の把握など、計画の進行管理を実施していくこと

この計画に基づき、県は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図るため、保管事業者、所有事業者、収集運搬事業者、処分業者に対して次のとおり監視、指導を徹底しています。

【保管事業者及び所有事業者】

紛失及び不適正処理の未然防止に向けて立入検査を行うとともに、期限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進しています。また、工場の解体時

などにPCB廃棄物が他の廃棄物と混在し、誤って処分されないよう、**建設リサイクル法**の届出時や、講習会等の機会を通してPCB廃棄物の事前点検、適正保管の周知啓発に努めています。

【収集運搬業者】

収集運搬業者には「**PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン**」等の遵守を徹底するとともに、GPSを利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導しています。

【処分業者】

受入基準及び受入計画の策定を指導しています。

6 リサイクル・未利用資源の利活用

(1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、「**愛知県分別収集促進計画（第9期）**」（表8-2-8）に基づき、県内市町村の分別収集状況の把握や市町村に対する情報提供及び技術的支援等を行うとともに、県民には、詰め替え可能な商品の購入（グリーン購入）や市町村が行う分別収集への協力を、事業者には、リサイクルが容易な製品作りや簡易包装等と呼びかけることにより、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の促進を図っています。

表 8-2-8 愛知県分別収集促進計画（第9期）

区分		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
		収集見込量(t)	市町村数	収集見込量(t)	市町村数	収集見込量(t)	市町村数	収集見込量(t)	市町村数	収集見込量(t)	市町村数
ガラスびん	無色	17,454	54	17,455	54	17,442	54	17,454	54	17,346	54
	茶色	12,235	54	12,200	54	12,113	54	12,089	54	11,991	54
	その他	8,546	54	8,549	54	8,616	54	8,627	54	8,601	54
その他の紙製容器包装		13,823	39	14,814	39	15,790	39	16,778	39	16,990	39
ペットボトル		17,132	54	17,131	54	17,124	54	17,119	54	17,140	54
その他のプラスチック製容器包装		55,267	52	56,950	52	58,698	53	60,460	53	60,759	53
スチール缶		7,080	54	7,027	54	6,983	54	6,937	54	6,887	54
アルミ缶		4,318	54	4,302	54	4,282	54	4,269	54	4,249	54
段ボール		27,231	54	27,025	54	26,821	54	26,642	54	26,458	54
紙パック		1,092	54	1,090	54	1,084	54	1,085	54	1,085	54
計		164,178	—	166,542	—	168,952	—	171,461	—	171,506	—

（2）家電リサイクル法【資源循環推進課】

不法投棄された廃家電は市町村が回収しリサイクルを行っていますが、その負担は大きなものとなっています。そこで、県は、市町村と連携・協力して不法投棄防止の広報活動とそのパトロール等を行っています。

（3）食品リサイクル法【食育消費流通課】

県は、食べ物の無駄はもとより、調理するときのエネルギーや、野菜くずなどによる自然環境への影響にも意識を払い、環境に優しい食生活を実践するため、食育のWebサイトである「食育ネットあいち」で、「無駄な買い物をしない」、「食材を最後まで使い切る」などの家庭でできる食品ロス削減術などを紹介しています。

（4）建設リサイクル法など【建築指導課、建設企画課】

県は、建設リサイクル法に基づく建築物の分別解体計画の届出等の審査業務のほか、建設副

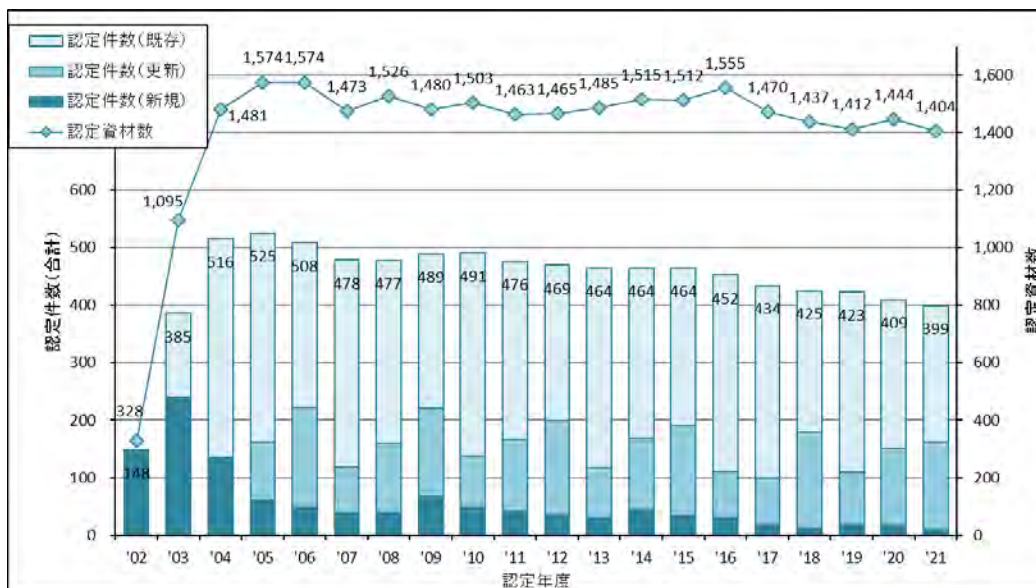
産物の適正な処理を啓発するため、県内一斉パトロールを始め日常的にパトロールを行っています。

また、県の公共工事で率先してリサイクル資材を利用することによりその普及を促進するため、県は、評価基準に適合する建設資材の認定、公表を行う「あいくる（愛知県リサイクル資材評価制度）」を設けています。

2022年3月末現在で29品目に関して評価基準を設けており、認定件数は21品目399件1,404資材です（図8-2-6）。

2021年度の県発注工事において使用された主なあいくる材は、アスファルト混合物、路盤材、プレキャストコンクリート製品等であり、合計約46万3千トンの再生資源が原料として使われました。このように、廃棄物を再利用することにより、最終処分量が減少し、最終処分場の延命化に寄与しています。

図8-2-6 愛知県リサイクル資材評価制度による認定件数と認定資材数の推移



（資料）建設局調べ

（5）自動車リサイクル法【資源循環推進課】

県は、自動車リサイクル法に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者などの関係者に対し、使用済自動車のリサイクル、適正処理の指導を行っています。

また、2019年10月に愛知県警と自動車解体

業に関する情報を相互に共有する覚書を締結し、自動車の解体における適切な環境保全措置を促すため、合同で立入検査を実施しています。

（6）小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

県は、小型家電の回収を促進するため、市町村へそれぞれの実情に合った効率的な回収方法



などの情報提供に努めるとともに、県民に対し小型家電リサイクル法の制度の周知を図っています。

また、環境省では、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、2017年4月から2019年3月まで実施した、小型家電由来の貴金属を用いて東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会の入賞メダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を推進しました。本県は、県内全市町村とともに本プロジェクトに協力し、小型家電の回収率の向上を図りました。環境省では、その後も引き続き、「アフターメダルプロジェクト」として、小型家電の回収率向上に向けた取組が行われています。

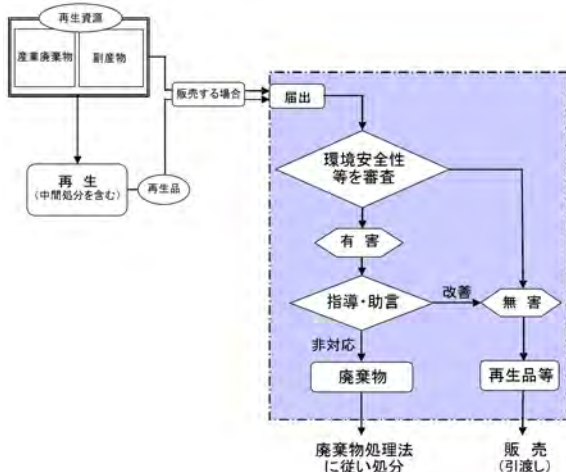
(7) 再生資源活用審査制度【資源循環推進課】

県は、2008年4月に策定した「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物や製造過程で生じる副産物から製造された再生品等が市場に流通する前に、その環境安全性を審査する「再生資源活用審査制度」を運用し、産業廃棄物が不適正処理されることの防止を図っています。

この制度では、事業者が産業廃棄物等を再生し得られた製品を販売しようとする場合には事前に県へ届出することとしており、県は、書面審査や事業所の現地調査、再生品等の分析検査を行っています(図8-2-7)。

この制度により、2022年3月までに724件の届出が行われ、県はその環境安全性を確認しています。

図8-2-7 再生資源活用審査制度の仕組み



(8) リサイクル関連情報提供事業【産業振興課】

県は、リサイクルの円滑な推進のため、リサイクル関連法を紹介するパンフレットを作成し、県内の事業者、業界団体及び市町村等へ配布しています。

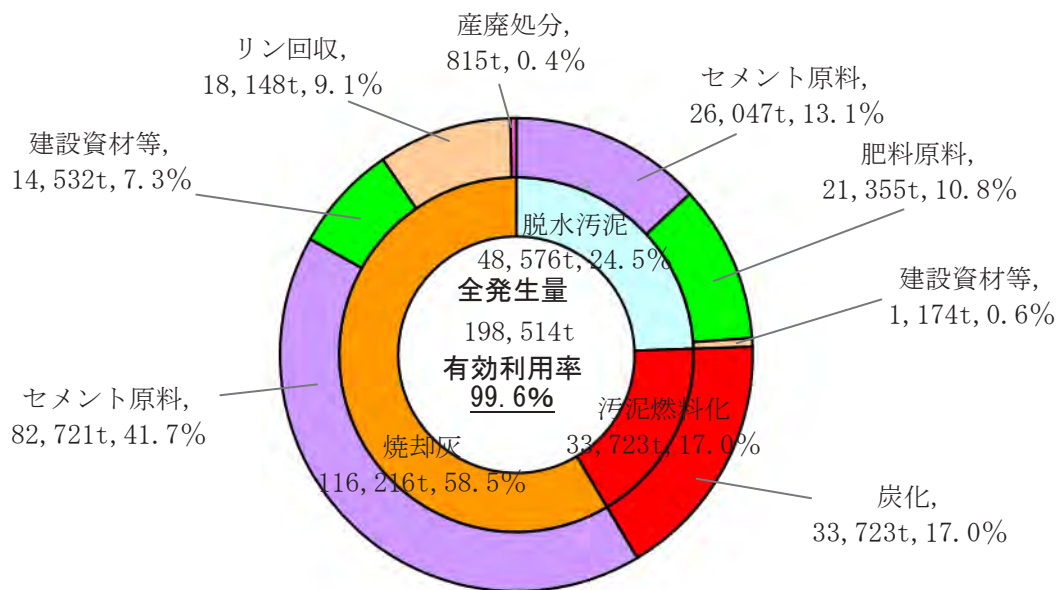
(9) 下水汚泥の利活用【下水道課】

県内流域下水道の各浄化センターからの下水汚泥の総発生量は、2021年度で約19万9千トンでした。下水汚泥はセメント・肥料原料などに利用しており、その有効利用率は99.6%に達しています(図8-2-8)。さらに、社会的・経済的な変動による影響を最小限に抑え、今後も長期的かつ安定的な利用を確保するために、新たな利用方法を見つけるなど多方面での利用拡大を図っています。

県ではその一つとして、2012年度から衣浦東部浄化センターにおいて、下水汚泥から炭化燃料を製造し、隣接する碧南火力発電所で石炭代替燃料として利用する取組を行っており、2021年度は年間2,611トンの炭化燃料を製造し発電に利用しました。

また、2016年度から豊川浄化センターと矢作川浄化センターにおいて、下水汚泥の処理工程で発生するバイオガスをエネルギーとして利用する取り組みを行っています。2021年度は豊川浄化センターにおいてバイオガス発電により約375万kWhを中部電力(株)に売電しました(図8-2-9)。一方、矢作川浄化センターでは、汚泥焼却炉の補助燃料として約129万Nm<sup>3</sup>のバイオガスを利用しました。

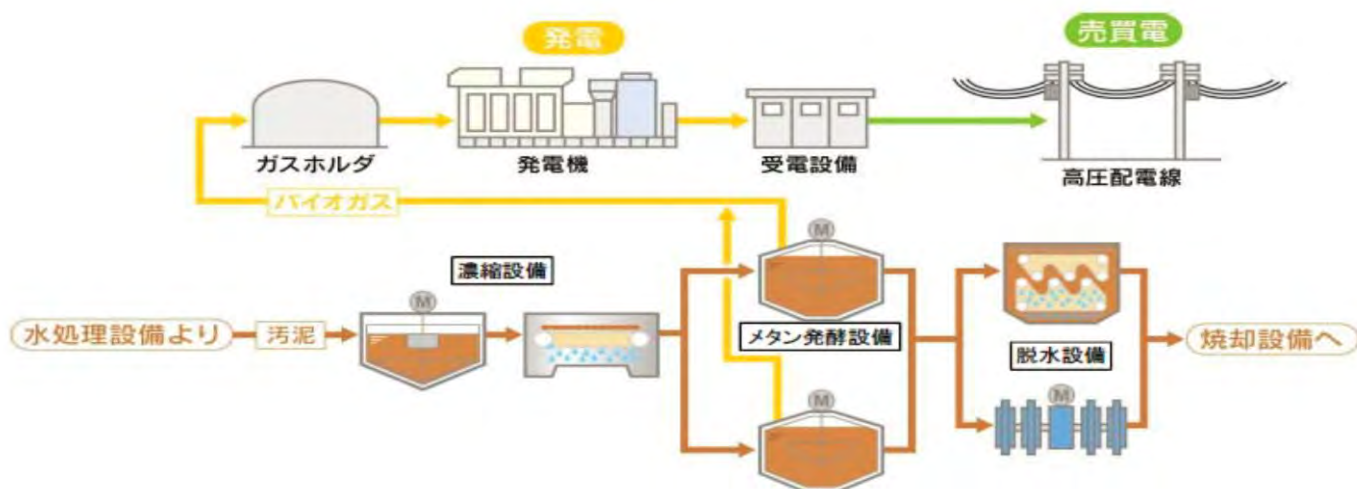
図 8-2-8 愛知県流域下水道汚泥の利用状況 (2021 年度)



※汚泥量は脱水ケーキ換算

※利用用途別割合の合計については、端数処理の関係で四捨五入により 100%とまらない場合がある。

図 8-2-9 バイオガス発電のフロー (豊川浄化センター)



(資料) 建設局作成

## 7 公共関与による最終処分場の確保【資源循環推進課】

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理は事業者責任で行うべきものとされていますが、民間事業者による新たな最終処分場の確保は近年極めて困難な状況にあります。

こうした状況への対応として、県は、事業者

処理責任の原則を堅持しつつ、必要な場合は第三セクター方式により、公共関与の最終処分場の確保を推進しています。

公共が関与している最終処分場としては、現在、(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)〔武豊町〕と、(公財)豊田加茂環境整備公社〔豊田市〕の2施設があります(表8-2-9)。

表8-2-9 現在の愛知県内の公共関与処分場

名 称	(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)	(公財)豊田加茂環境整備公社
<b>組織</b>		
設立年月日	1988年8月1日	1989年1月31日
基本財産	219,250千円 公共 110,000千円(6自治体) (うち 県60,000千円) 民間 109,250千円(48社)	100,000千円 公共 55,000千円(2自治体) 民間 45,000千円(90団体)
<b>廃棄物受入計画</b>		
受入期間	2010年7月～	1992年4月～
受入廃棄物	産業廃棄物：燃え殻始め10品目 一般廃棄物：焼却残渣 建設発生土	産業廃棄物：燃え殻始め12品目 一般廃棄物：焼却灰(1997年4月から)
受入地域	県内全域	産業廃棄物：豊田市及びみよし市等 一般廃棄物：豊田市及びみよし市
<b>施設概要</b>		
設置場所	武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先	豊田市御船町山ノ神56番地8
面 積	47.2ha	9.5ha
容 量	538万m <sup>3</sup>	219万m <sup>3</sup>



(公財)愛知臨海環境整備センター  
(2022年2月撮影)